

特定非営利活動法人まんまる定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まんまるという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、団体や地域の住民に対して、超高齢社会における対応力、適応力の向上を図る活動を通して、各年齢層が共生し各人の力を活用できる事業を行い包摂的なネットワークを構築し、人生100年時代を誰もが豊かに楽しく自分らしく暮らすことのできる地域づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (11) 国際協力の活動
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (13) 子どもの健全育成を図る活動
- (14) 情報化社会の発展を図る活動
- (15) 科学技術の振興を図る活動
- (16) 経済活動の活性化を図る活動
- (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (18) 消費者の保護を図る活動
- (19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 高齢社会、介護についての啓発事業
- (2) 地域支え合い事業
- (3) 交流事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 4人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事は理事会において、監事は総会において選任する。

2 代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の監事が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなけ

ればならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、代表理事が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び活動決算

(5) 事業計画及び活動予算

(6) 監事の選任又は解任

(7) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 10 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者等又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法で同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 理事の選任又は解任、役員の職務及び報酬
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 事業計画及び予算の変更
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。

- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者等にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決した団体に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	松浦 まり子
理事	志村 光代
理事	新井 華子
理事	佐藤 節子
監事	高宮 薫代
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 6 月 3 0 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金および会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、設立年度の会費の徴収は行わない。

(1) 正会員入会金	1 0 0 0 円
正会員会費	2 0 0 0 円 (1 年間分)
(2) 個人賛助会員年会費	1 口 5 0 0 円
(3) 団体賛助会員年会費	1 口 5 0 0 0 円

様式（法第 10 条第 1 項第 2 号イ関係）

役 員 名 簿

特定非営利活動法人まんまる

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
代表理事	松浦 まり子		無
理事	志村 光代		無
	新井 華子		無
	佐藤 節子		無
監事	高宮 薫代		無

（備考）

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、住民票等によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

設立趣旨書

1 趣 旨

人生100年時代と言われ、静岡市でも高齢化率が30%を超える時代になりました。2040年高齢者人口がピークになると言われ、社会保障費の国民負担や介護負担も増大することが予測されています。団塊の世代が介護を受けるころには、介護の担い手の減少により介護難民を生み、団塊の世代の子世代の介護離職の課題もあります。さらに、独居高齢者世帯、老々世帯、核家族化が増えている現状から、高齢者との交流がないまま、高齢社会の中で暮らす大人も子供も増えているのが現状です。

これらの事から、どの年齢層においても、加齢に伴う変化を理解しこの高齢社会を自分事として、何をすべきかを考え実践して暮らしていく必要があると考えます。

具体的には、元気高齢者は、地域の支え合いの担い手になり自分のフレイル予防を実践し、働き世代は、高齢者や制度施策、認知症の理解をすることで、高齢市場と言われている社会の中で仕事を円滑に進め介護離職せずに親の介護を担う、子供たちには、人は誰もが高齢になるという事知り、日中の地域での支えての一員になるなどなどが必要なことであると考えます。

この法人は、全年齢に対して認知症の理解や介護やAGINGについて学ぶ機会を創出し、地域支え合いが障壁なく実施できるように課題解決できる仕組み作りを目指し、団体や地域の住民に対して、超高齢社会における対応力、適応力の向上を図る活動を行い、各年齢層が共生し各人の力を活用できる事業の実践により、包摂的なネットワークを構築し、人生100年時代を誰もが豊かに楽しく自分らしく暮らすことのできる地域づくりに寄与することを目的として設立いたします。

2 申請に至るまでの経過

2023年4月23日地域活動を行うための一般社団法人を設立し以下活動を実施

2023年活動内容

- ・2023年4月24日一般社団法人まんまる設立
- ・静岡市認知症ケア推進センター”かけこまち七間町“での活動
こども向け認知症の周知活動講座の開催
- ・まんまるの独自講座の開催
 - ①静岡市の認知症サポーター養成講座開催 講師：松浦まり子
 - ②認知症深堀講座 講師：松浦まり子
 - ③知っておきたい介護保険制度 講師：松浦まり子
 - ④認知症について 講師：松浦まり子
 - ⑤高齢社会の課題について 講師：松浦まり子
 - ⑥エンディングノート～備えることで、これからの生活を安心して豊かに～
講師：NPO 法人助け合いネット（山崎様・大塚様）
- ・宅配弁当試食会 （有）ヌマタ様協賛
- ・静岡市シチズンカレッジ こ・こ・に 地域支え合い人材養成講座 受託
- ・静岡市講座「みんなで支える介護」 講師：松浦まり子

2024年活動内容

- ・一般社団法人まんまる 定期的ランチ交流会の開催（年8回）
- ・静岡市認知症ケア推進センター”かけこまち七間町“での活動
こども向け認知症の周知活動講座の開催
- ・まんまる独自講座の開催
 - ①高齢者を取りまく法律を知り考えてみよう 講師：松浦まり子
 - ②AKIKOのトルコ旅行 講師：今永明子（まんまる会員）
 - ③弁護士と連携する日常生活支援・身元保証支援
講師：一般社団法人タスカル
代表理事 花城正明
 - ④心の豊かさを再発見する喜びのワークショップ～自分の価値を再確認～
講師：池田明枝（まんまる会員）
 - ⑥災害時のその知識、正しいものですか？
～防災士による、防災の基本講座～ 講師：防災士グループあいす
- ・依頼講座開催
 - ①主催： NPO 法人共育庵そなあれ
認知症ってなんだろう（小4以上対象講座）
講師：松浦まり子 ・ 寸劇：まんまる会員4名
 - ②主催： NPO 法人 WAC 清水さわやかサービス
超高齢社会で暮らす私たちが、知っておきたい認知症！
～寸劇で、認知症を観よう～
講師：松浦まり子・寸劇：まんまる会員4名
- ・静岡市講座講師担当
 - 「みんなで支える介護」 講師：松浦まり子
 - 「認知症フォローアップ研修」 講師：松浦まり子
- ・地域への取り組み
稲川2・3丁目にてごみ捨て支援の提案
- ・まんまる会員お楽しみ会の開催 「水上バスで三保へ行き、歩こう」

2025年2月10日 発起人会開催

参加者：松浦まり子・志村光代・新井華子・佐藤節子

2025年4月13日 特定非営利活動法人設立総会開催

2023年2024年活動を共にした有志13名が集まり、設立発起人の意見に賛同した後、それぞれの意志確認を行い、今回の申請に至った

等

令和7年4月25日

特定非営利活動法人まんまる
設立代表者 松浦まり子

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人まんまる

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下内容の事業を実施する
 - (1) 認知症について知識の普及活動
 - (2) 講座や活動を通して、一人で抱え込まない介護や孤独者の孤立予防の活動
 - (3) 地域支え合い生活支援を誰もが安心して参加実施できる講座とバックアップするシステムの構築

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 高齢社会、介護についての啓発事業	・寸劇を交えた認知症についての講座開催	(A) 年 1 回以上 (B) 静岡市内 (C) 6 人	(D) 子供～高齢者まで (E) 5 人～20 人	1 2
	・まんまる独自講座の開催	(A) 年 5 回 (B) 静岡市内 (C) 3 人	(D) 不特定多数 (E) 5 人～15 人	1 5
②地域支え合い事業	・地域支え合い生活支援についての講座開催	(A) 年 3 回 (B) 静岡市内 (C) 5 人	(D) 不特定多数 (E) 5 ～10 人	1 5
③交流事業	・会員および希望者との交流会	(A) 年 5 回 (B) 静岡市内 (C) 2 人	(D) 不特定多数 (E) 5 ～10 人	5

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2 は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2 (2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

令和8年度の事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人まんまる

1 事業実施の方針

- ・以下内容の事業を実施する
 - (1) 認知症について知識の普及活動
 - (2) 講座や活動を通して、一人で抱え込まない介護や孤独者の孤立予防の活動
 - (3) 地域支え合い生活支援を誰もが安心して参加実施できる講座とバックアップするシステムの構築

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 高齢社会、介護についての啓発事業	・寸劇を交えた認知症についての講座開催	(A) 年3回 (B) 静岡市内 (C) 6人	(D) 子供～高齢者まで (E) 10人～30人	18
	・まんまる独自講座の開催	(A) 年5回 (B) 静岡市内 (C) 6人	(D) 不特定多数 (E) 10人～30人	30
② 地域支え合い事業	・地域支え合い生活支援についての講座開催	(A) 年3回 (B) 静岡市内 (C) 5人	(D) 不特定多数 (E) 10～30人	15
	・地域支え合い生活支援のバックアップシステムに向けての会議開催	(A) 年3回 (B) 静岡市内 (C) 3人	(D) 不特定多数 (E) 10人	15
③ 交流事業	・会員および希望者との交流会	(A) 年5回 (B) 静岡市内 (C) 2人	(D) 不特定多数 (E) 5～10人	10

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、翌事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

(法第10条第1項第8号「設立当初の事業年度の活動予算書」)

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 まんまる
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
入会金			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費			
法人会員受取会費			
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
4. 事業収益			
啓発事業収益	35,000		
地域支え合い事業収益	20,000		
交流事業収益	0	55,000	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			55,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
謝金	30,000		
会場費	8,000		
消耗品費	4,000		
旅費交通費	2,000		
通信費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
雑費	3,000		
その他経費計	47,000		
事業費計		47,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会場費	1,000		
消耗品費	2,000		
旅費交通費	0		
通信費	5,000		
減価償却費			
支払利息	0		
その他経費計	8,000		
管理費計		8,000	
経常費用計			55,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

(法第10条第1項第8号「設立当初の事業年度の活動予算書」)

8年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 まんまる
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
入会金	2,000		
正会員受取会費	24,000		
賛助会員受取会費	1,000		
法人賛助会員受取会費	0	27,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
4. 事業収益			
啓発事業収益	50,000		
地域支え合い事業収益	40,000		
交流事業収益	0	90,000	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			117,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
謝金	50,000		
会場費	10,000		
消耗品費	13,000		
旅費交通費	6,000		
通信費	6,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
雑費	3,000		
その他経費計	88,000		
事業費計		88,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会場費	3,000		
消耗品費	5,000		
旅費交通費	4,000		
通信費	17,000		
減価償却費			
支払利息	0		
その他経費計	29,000		
管理費計		29,000	
経常費用計			117,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0